

令和5年度第1回太宰府市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和5年8月7日（月）15時開始

場所：太宰府市役所 4階大会議室

1 開会

- ・ 委嘱状交付

- ・ 市長挨拶

2 議事

【議題】

- 1 路線バスの運行について

- 2 太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュールについて

3 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

任期: 令和6年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者	高木 圭一郎	九州旅客鉄道株式会社 経営企画部 担当課長
		田代 幸輔	西日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部 計画課 課長
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中島 将吉	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 営業部 営業第二担当課長
4	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
5	校区自治協議会を代表する者	松尾 宗治	太宰府市自治協議会(松川区自治会長)
6	福岡運輸支局長又はその指名する者	傳 勝博	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	森本 直弥	西鉄バス二日市株式会社 原支社 助役兼自動車運転士
8	市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者	木場 和俊	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課 課長
		山下 晋一郎	福岡県 那珂県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
		齋藤 実貴男	太宰府市 都市整備部 建設課長
9	公安委員会を代表する者又は交通管理者	山口 裕文	福岡県警察 筑紫野警察署 交通課 交通総務係長
10	識見を有する者	寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 准教授
11	その他市長が適当と認める者	草場 康文	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部 課長
		鈴木 貴大	国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課 課長
		田辺 好徳	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 交通総務係長
		八尋 茂雄	太宰府市総合戦略推進委員会 委員長
		楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
		竹井 正彦	太宰府市商工会 観光部会長(有限会社ナカガミ 中神茶屋)
		池上 順一	バリューマネジメント株式会社 地域創生部 ゼネラルマネージャー

【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	柴田 義則
太宰府市 総務部 部長	高原 清
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	古賀 千年志
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 課長	宮崎 征二
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 係長	北郷 寛樹
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係 係長	松尾 誓志
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係	坂口 亜樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係	長澤 浩平
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係	田淵 利治

○太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

平成30年3月27日

規則第10号

改正 令和3年6月30日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

(令3規則44・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出され

た者

- (5) 校区自治協議会を代表する者
- (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (9) 公安委員会を代表する者又は交通管理者
- (10) 識見を有する者
- (11) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと協議会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 協議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度第1回 太宰府市地域公共交通活性化協議会資料

太宰府市都市計画課

本日の議題

議題 1

路線バスの運行について

- ・ 事務局から概要説明（P.3～P.6）
- ・ 西日本鉄道(株)様より詳細説明

議題 2

太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュール について（P.12～P.16）

- ・ 事務局から説明

その他

議題 1

路線バスの運行について

議題 1 路線バスの運行について

1.経緯

(1)令和5年3月31日付けで西鉄バス二日市(株)から福岡県バス対策協議会へ「乗合バスの減便について」申出書が提出（資料1）

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ・西鉄バス二日市(株)（福岡県大野城市大字牛頸2473番12号）
- ・代表取締役社長 中倉 淳一

イ 変更しようとする事項

- ・路線名：星ヶ丘線
- ・実施予定日：令和5年10月1日

(2)令和5年4月11日第1回福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

ア 令和5年10月1日減便予定路線（星ヶ丘線）に係る協議

出席者：福岡運輸支局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、西日本鉄道（株）

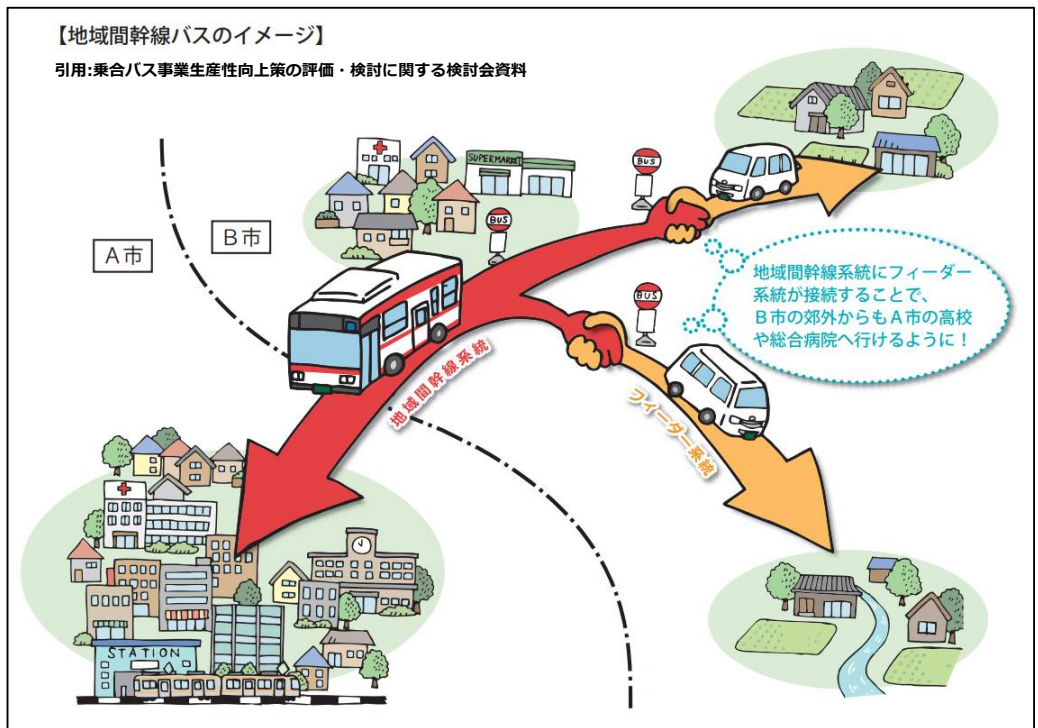
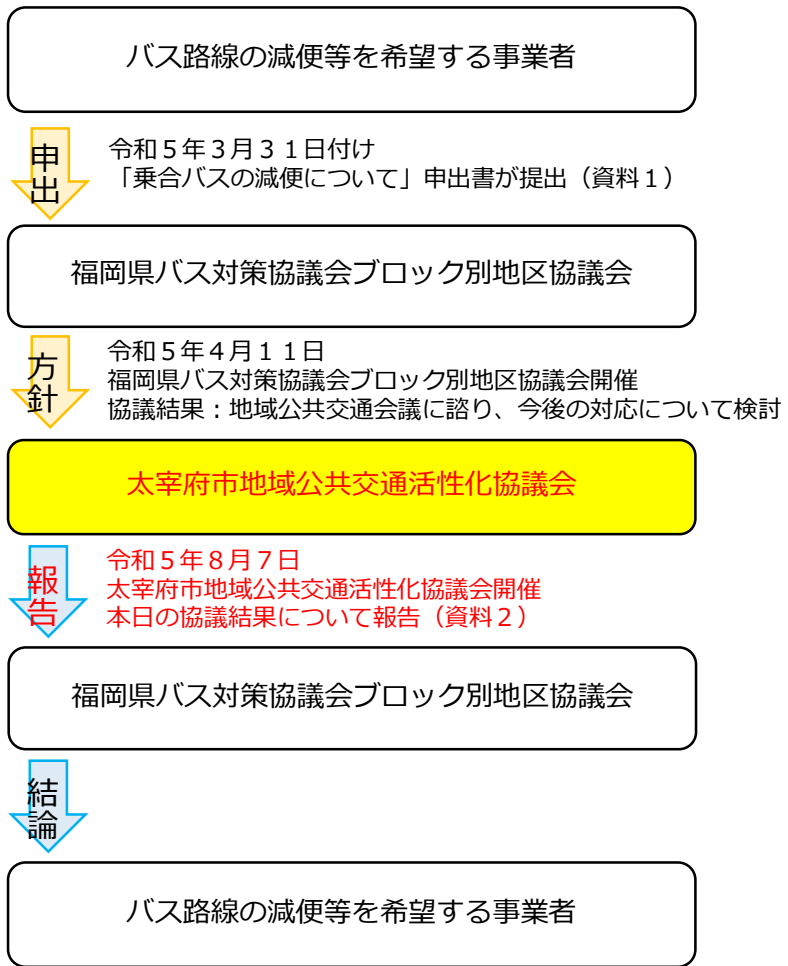
協議結果：筑紫野市、太宰府市の地域公共交通会議に諮り、今後の対応について検討

議題 1 路線バスの運行について

(3)福岡県バス対策協議会上の手続き

地域間幹線系統補助金等を受けているバス路線のサービス変更を行う場合、内容を本協議会に諮り具体的な対応を検討し、その結果を福岡県バス対策協議会に報告する必要がある。(福岡県バス対策協議会運営要領第6条第1項、第2項及び第8条第2項)

路線バスのサービス変更（減便等）に係る手続きのフロー図



【地域間幹線系統補助制度】

通学や通院等のために重要な役割を果たす広域的な路線バスのうち、事業採算が確保できない系統を維持するため、国が補助する制度

議題 1 路線バスの運行について

2.令和5年10月1日減便予定路線（星ヶ丘線）について

主に西鉄二日市駅～五条駅を結び筑紫野市と太宰府市をまたがって走る路線バス



議題 1 路線バスの運行について

3.生産性向上に向けた取り組みについて

※福岡県バス対策協議会作成「地域間幹線系統確保維持計画」から抜粋

生産性向上に資する取り組み	実施主体	実施内容（適宜実施）
沿線の地域住民や学校、企業への通勤・通学および病院への通院利用に対して、利用の呼びかけ（チラシの配布等）を市と連携して行う事で、利用促進を図る。	西鉄バス二日市(株) 筑紫野市 太宰府市	(1)当該路線のバス情報チラシの作成後、沿線バス停付近住民へのポスティング、公民館等でのチラシ配布実施 (2)自治体広報紙等を活用した利用促進等の実施
定期券購入者の販促活動（沿線の学校等）を実施し、利用者の増を図る。	西鉄バス二日市(株) 筑紫野市 太宰府市	(1)沿線の学校等での販促活動
こども50円バスを定期的に実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。	西鉄バス二日市(株)	(1)冬休み、ゴールデンウィーク、夏休みで実施予定

4.本系統を幹線系統として維持する理由

※福岡県バス対策協議会作成「地域間幹線系統確保維持計画」から抜粋

太宰府市と筑紫野市を結ぶ本路線は、西鉄二日市駅・西鉄五条駅へ接続しており、通勤、通学、通院、買い物利用等の日常生活に必要な交通手段となっていることから、**今後とも幹線系統として維持する必要がある。**

議題 1 路線バスの運行について

5.本市の連携方法について

(1)西日本鉄道(株)と太宰府市との包括連携協定(R2.9.16)


ア 連携事項 (一部)

- ・ **公共交通の維持及び利用の促進に関すること**

民間との連携

西日本鉄道株式会社と太宰府市が包括連携協定を締結

西日本鉄道株式会社と太宰府市は9月16日、包括連携協定を締結しました。
同社とはこれまでもさまざまな分野で連携を図ってきましたが、新型コロナウイルスの影響による地域経済へのダメージなどの難局を乗り越え、迅速な課題解決、持続的な発展を図るべく、連携レベルを格上げ強化しました。交通拠点の魅力向上、沿線の活性化、地域経済の振興などを協働し、取り組んでいきます。



くさのぼろ 西日本鉄道株式会社営業総務代表取締役社長執行役員 (左)と輪田市長

引用：広報だざいふ 令和2年11月号

(2)具体的な取組例

- ア 沿線の地域住民や学校、企業への通勤・通学および病院への通院利用に対して、利用の呼びかけ（チラシの配布等）を市と連携して行う事で、利用促進を図る。

- ・ **市の広報媒体を活用した公共交通の利用促進。**



太宰府市公式アカウントによる情報発信や市広報紙による利用促進などを検討

議題 1 路線バスの運行について

イ 定期券購入者の販促活動（沿線の学校等）を実施し、利用者の増を図る。

- ・沿線の学校となる福岡県立太宰府高等学校への販促活動の充実。

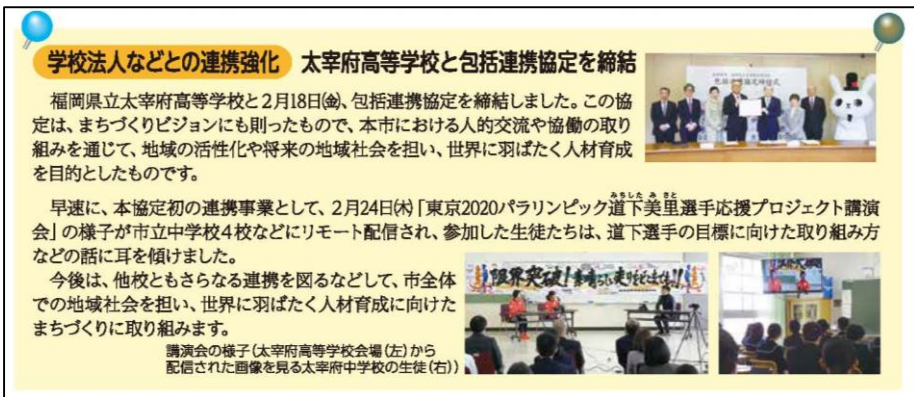
学校法人などとの連携強化 太宰府高等学校と包括連携協定を締結

福岡県立太宰府高等学校と2月18日(金)、包括連携協定を締結しました。この協定は、まちづくりビジョンにも則ったもので、本市における人的交流や協働の取り組みを通じて、地域の活性化や将来の地域社会を担い、世界に羽ばたく人材育成を目的としたものです。

早速に、本協定初の連携事業として、2月24日(木)「東京2020パラリンピック道下美里選手応援プロジェクト講演会」の様子が市立中学校4校などにリモート配信され、参加した生徒たちは、道下選手の目標に向けた取り組み方などの話に耳を傾けました。

今後は、他校ともさらなる連携を図るなどして、市全体での地域社会を担い、世界に羽ばたく人材育成に向けたまちづくりに取り組みます。

講演会の様子(太宰府高等学校会場(左)から配信された画像を見る太宰府中学校の生徒(右))



引用：広報だざいふ 令和4年4月号

ウ こども50円バスを定期的の実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。

- ・実施主体は西鉄バス二日市(株)、周知関係については市から市教育委員会を通じて小学1年生から6年生までの各家庭へ保護者あてにメールを活用しチラシを配布。



内容

【実施期間】 春休み・ゴールデンウィーク・夏休み
冬休み

【対象路線】 西鉄路線バス全線

【利用方法】 (現金の場合)
降りる際に運転士さんに「小学生です」と言って、運賃箱に50円を入れてください
(nimocaの場合)
通常のこども運賃を引き去りますが、後日50円との差額をポイントバックします

今年の夏休みの実施期間

2023年7月22日(土)
～8月27日(日)

この機会にぜひ、ご家族でお出かけの際は、西鉄バスをご利用ください!

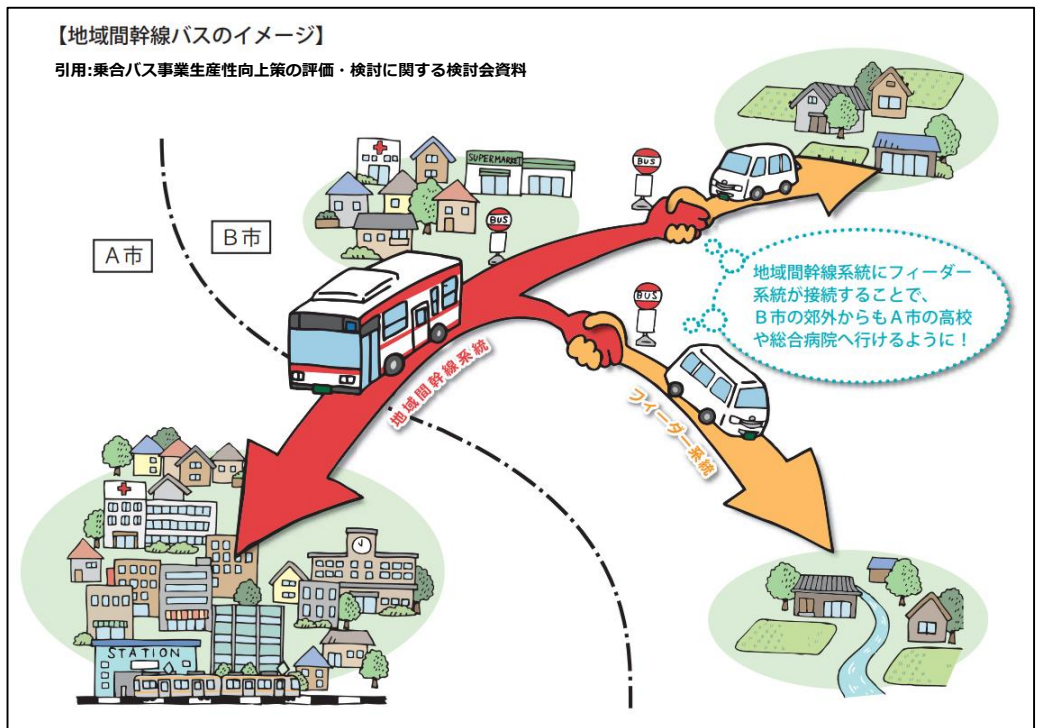
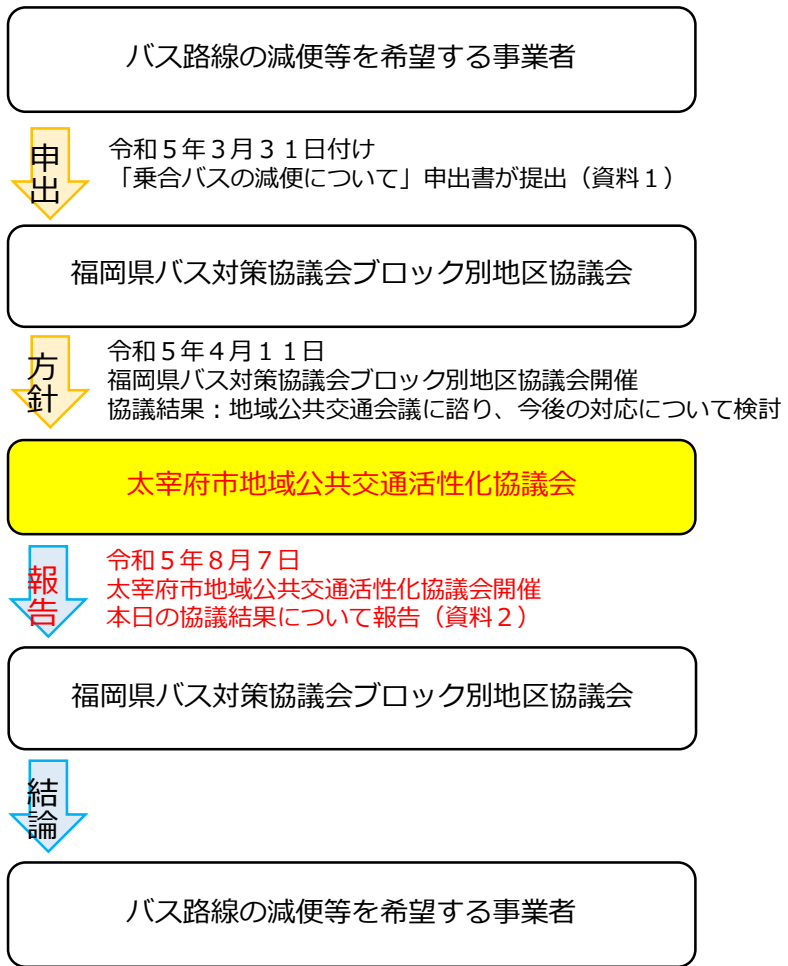
作成：西日本鉄道(株)

議題 1 路線バスの運行について

【再掲】(3)福岡県バス対策協議会上の手続き

地域間幹線系統補助金等を受けているバス路線のサービス変更を行う場合、内容を本協議会に諮り具体的な対応を検討し、その結果を福岡県バス対策協議会に報告する必要がある。(福岡県バス対策協議会運営要領第6条第1項、第2項及び第8条第2項)

路線バスのサービス変更（減便等）に係る手続きのフロー図



【地域間幹線系統補助制度】

通学や通院等のために重要な役割を果たす広域的な路線バスのうち、事業採算が確保できない系統を維持するため、国が補助する制度

議題 2

太宰府市地域公共交通計画（案）
作成に係るスケジュールについて

議題2 太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュールについて

1. 前回の本協議会資料から抜粋

令和4年度

第1回協議会（R4.7.14）

- ・これまでの振り返り
- ・基本方針、目標の検討

第2回協議会（R5.2.7）

- ・数値指標、施策の検討

令和5年度（予定）

- ・関係機関協議
- ・素案の作成

第1回協議会（未定）

- ・素案の報告・修正

事務局

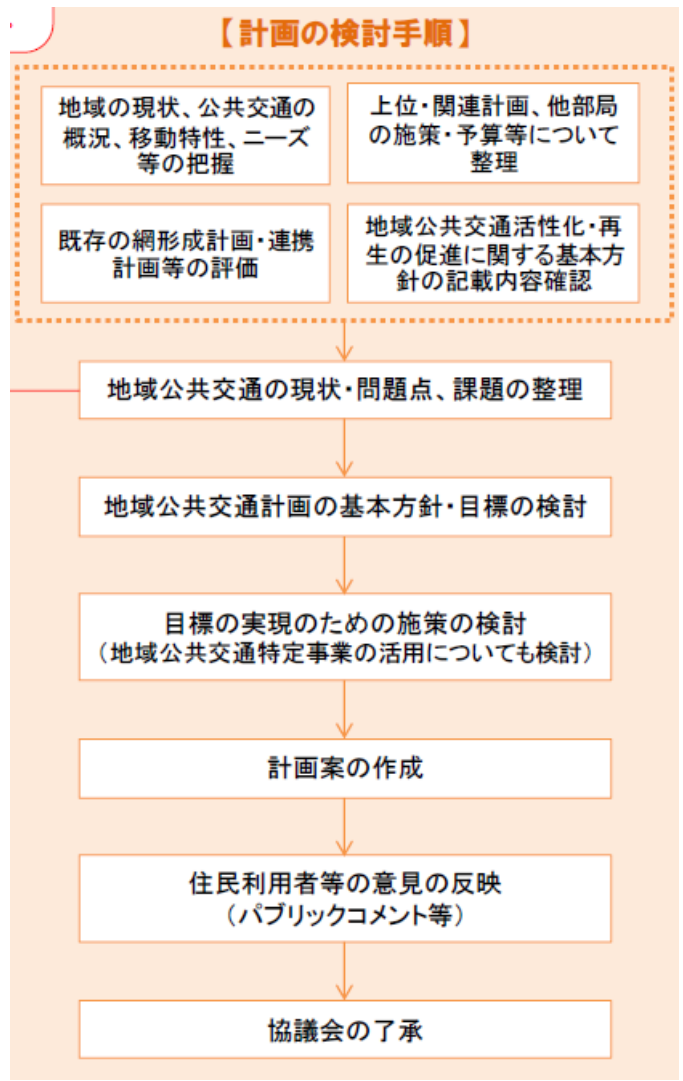
- ・パブリックコメントの実施

第2回協議会（未定）

- ・パブリックコメントの報告

事務局

- ・計画の策定



R4年度

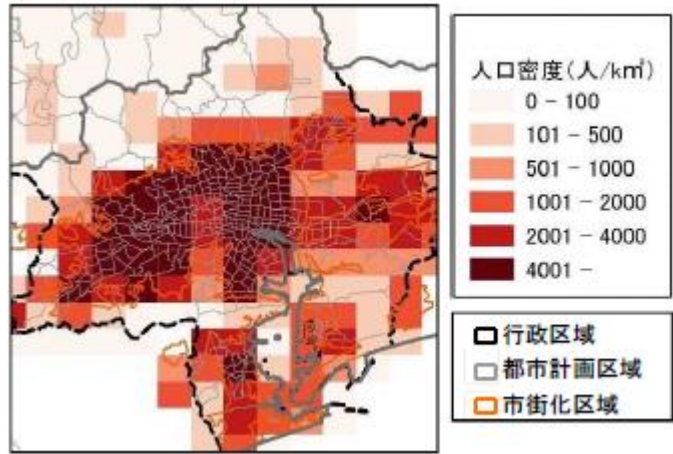
R5年度

議題2 太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュールについて

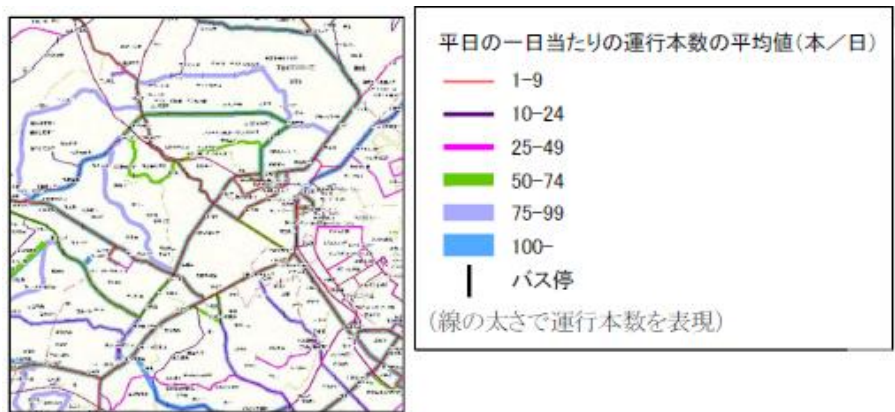
2. 令和4年度都市計画基礎調査を踏まえた再分析の実施

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となります。

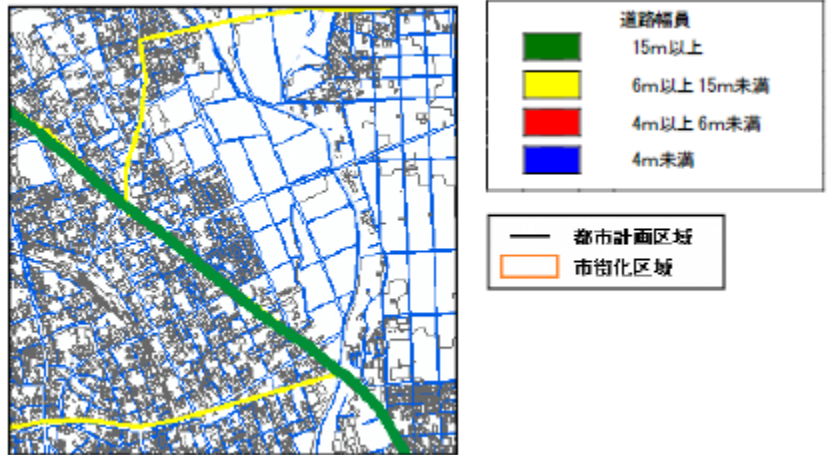
これまで本協議会でご説明しておりました内容については、平成29年度に実施した都市計画基礎調査の結果に基づく分析も含まれていることから、最新の調査結果による再分析を実施し、これまでの方向性の検証作業を実施している状況となります。



人口分布図の記載例



バス路線運行状況図の記載例



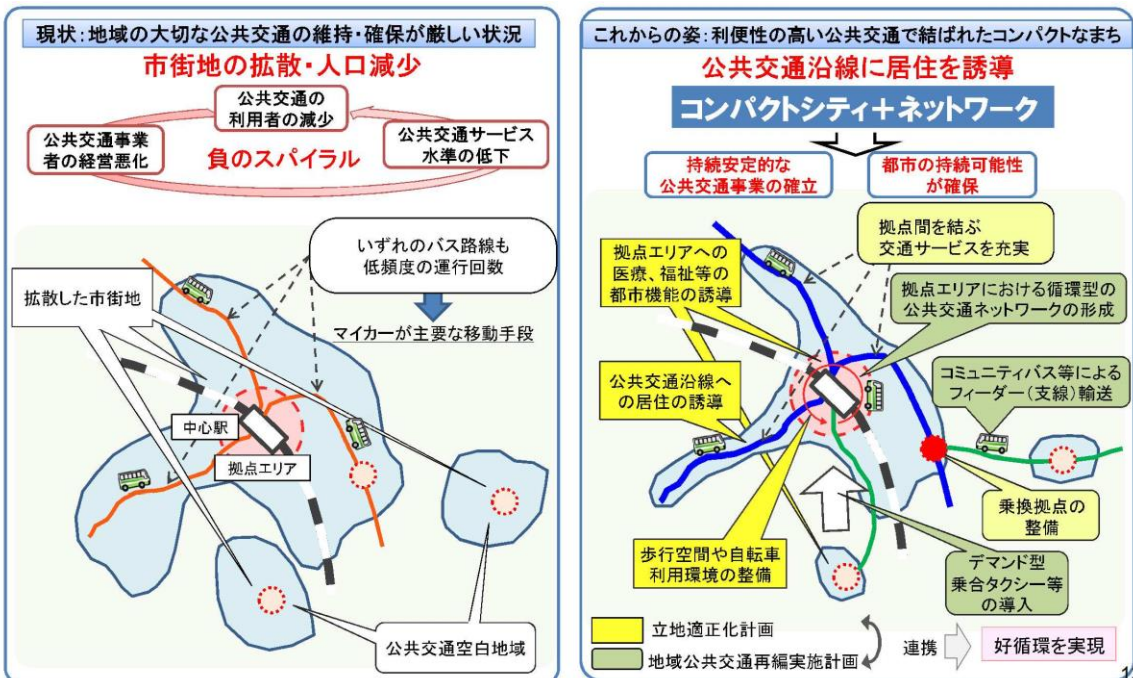
道路幅員図の記載例

議題2 太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュールについて

3.立地適正化計画との連携

人口減少と少子高齢化社会を迎えるにあたって、一定の人口密度や生活サービス機能を維持しつつ、持続可能な都市構造への転換を図る必要があります。また、モータリゼーションの進展やコロナ禍による新しい生活様式の普及により、公共交通の利用者減に伴う鉄道駅、路線バスの廃止等の恐れもあるため、利便性の高い公共交通で結ばれた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すことが必要となっております。

コンパクトなまちづくりについては、都市計画審議会での立地適正化計画策定の中で検討、持続可能なネットワークの形成については、本協議会の地域公共交通計画策定の中で検討を進めていきたいと考えております。



出典：国土交通省作成「立地適正化計画作成の手引き」

議題2 太宰府市地域公共交通計画（案）作成に係るスケジュールについて

4.令和5年度の協議内容と協議会開催時期（予定）

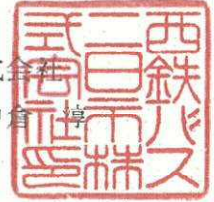
	協議内容	開催時期
第2回	1.都市計画基礎調査等を踏まえた再分析結果の報告 2.数値指標の設定について報告	令和5年10月上旬頃
第3回	1.目標実現のための施策の検討 2.太宰府市地域公共交通計画素案の協議	令和5年11月下旬頃
第4回	1.太宰府市地域公共交通計画素案の最終協議	令和5年12月下旬頃
第5回	1.パブリックコメント報告 2.太宰府市地域公共交通計画案の協議	令和6年3月頃



2023年3月31日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)

西鉄バス二日市株式会社
代表取締役社長 中倉 淳一



乗合バスの減便について

平素より弊社バス事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、「福岡県バス対策協議会運営要領」第4条に基づき、乗合バス減便のご報告を申し上げます。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
西鉄バス二日市株式会社（福岡県大野城市大字牛頸2473番12号）
代表取締役社長 中倉 淳一
- 2 変更しようとする事項
路線名：星ヶ丘線
実施予定日：令和5年10月1日（日）
概要：別紙参照
- 3 変更を必要とする理由
当該路線におきましては利用者が非常に少なく路線維持が困難になってきており、収支改善のため利用実態に合わせた需給調整を行いたく、減便の申し入れに至った次第でございます。
何卒、事情ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(公印・契印省略)

5 太都第 号
令和 5 年 7 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県・企画地域振興部長)

太宰府市地域公共交通活性化協議会
会長 寺町 賢一

路線バス輸送サービス変更の申し出に係る協議結果について (報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【輸送サービス変更】

- ・ 路線 星ヶ丘線
- ・ 変更予定日 令和 5 年 10 月 1 日 (日)
- ・ 変更内容 運行回数及び運行系統

2 経過

福岡県バス対策協議会運営要領第 4 条に基づき、令和 5 年 3 月 31 日付けで事業者から福岡県バス対策協議会会長へ減便の申し出がされた。

令和 5 年 4 月 11 日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、沿線の筑紫野市及び太宰府市が設置する地域公共交通会議にて対応策を検討することとされた。

令和 5 年 7 月 11 日に太宰府市地域公共交通活性化協議会を開催し、その対応策について検討した。

3 協議結果